

宿泊税について

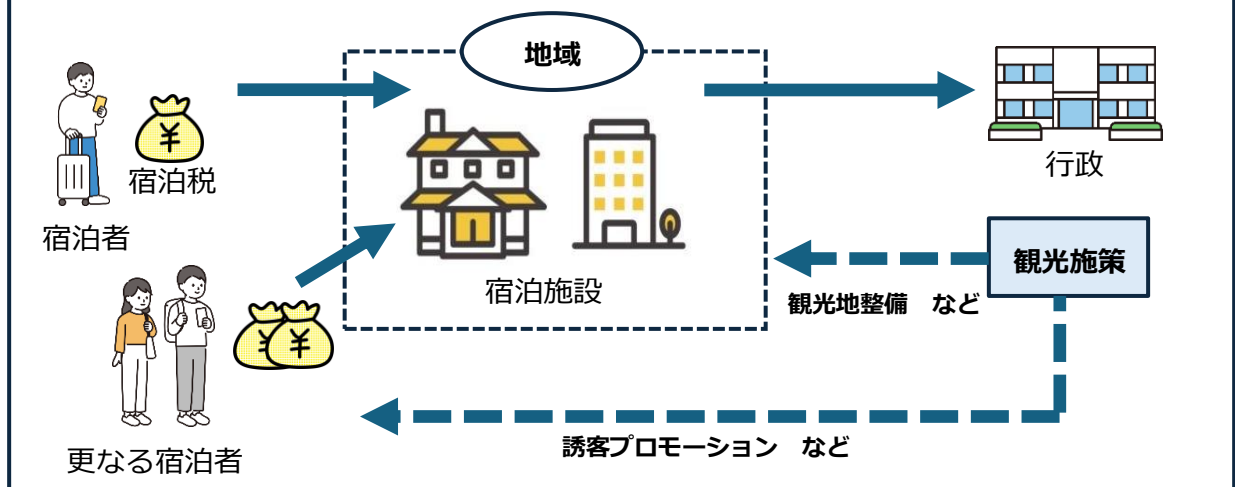
宿泊税とは、宿泊施設に**宿泊する方が**支払う税金で、地方税法に基づく「法定外目的税(※)」の一種です。

※法定外目的税とは

地方税法に定められていない税目を地方自治体が条例で新設できる税のうち、税収の用途が明確に定められたものを指します。

宿泊税導入の目的

プロモーション等を強かに推進し本県への更なる宿泊客の増加を促すとともに観光地としての魅力向上へ繋げるため



宿泊税活用イメージ

- キャンペーンによる旅行需要喚起（旅行需要の平準化）
 - ・平日宿泊キャンペーンの実施
- 宿泊事業者の生産性向上支援
 - ・AI や Iot を活用した施設管理やメール対応などの業務効率化
 - ・キャッシュレス化支援
- 観光人材の確保育成
 - ・宿泊事業者と大学生のマッチングイベントの実施
 - ・従業員を対象にしたおもてなし研修会の実施
- 滞在を促進するコンテンツ開発
 - ・夜間、早朝の観光コンテンツ造成に向けた支援
- 観光連盟や観光協会の機能強化
 - ・地域のプロモーションやマーケティングを強化することで更なる宿泊客獲得へ繋げる
- 緊急時の対応力強化
 - ・災害等からの早期回復を図るための基金設立 など